

訪問看護料金（介護保険）

＜サービス利用料金＞

お支払いいただく「利用者負担金」は原則として負担割合証に応じた基本利用料の 1 割又は 2 割の額です。

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次の通りです。

サービス内容	基本料金	利用者負担金（1割）	利用者負担金（2割）
20分未満	3,100	310	620
30分未満	4,630	463	926
30分以上60分未満	8,140	814	1,628
60分以上1時間30分未満	11,170	1,117	2,234

※准看護師が訪問看護を行った場合 90/100 での計算となります。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25%
- ・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

○加算について

	基本料金	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）
緊急時訪問加算（月 1 回）	5,400	540	1,080
ターミナルケア加算	20,000	2,000	4,000
退院時共同指導加算	6,000	600	1,200
初回加算	3,000	300	600
訪問看護・介護連携強化加算（月 1 回）	2,500	250	500

複数名訪問加算 30 分未満	2,540	254	508
複数名訪問加算 30 分以上	4,020	402	804

※1 上記のサービス料金は、実際のサービス提供時間ではなく、ケアプランに定められた時間を基準としています。

※2 緊急時訪問加算

ご利用者様及びその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行える場合に加算されます。

※3 ターミナルケア加算

在宅で死亡したご利用者様の死亡日前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行って場合に加算されます。

※4 退院時共同指導加算

病院、診療所または介護老人保健施設に入所若しくは入所中の利用者様へ主治医や看護師等と連携し在宅における必要な指導を行った場合に算定されます。

※5 初回加算

新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合算定します。

※6 複数名訪問加算

同時に 2 人の職員が 1 人の利用者に対し訪問した場合。(利用者や家族等の同意のうえ)

- ・利用者の身体的利用により 1 人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合
- ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められた場合

※7 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者を訪問する場合

90/100 で計算します。